



一般社団法人ジオシンセティックス変形抑制工法研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ジオシンセティックス変形抑制工法研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ジオシンセティックスを用いた土構造物の変形を抑制する工法の研究開発及び普及を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ジオシンセティック変形抑制工法の提案・具現化
- (2) ジオシンセティックスの変形抑制機能の解明
- (3) 液状化変形抑制工法（以下略称を SECURE-G 工法とする）の研究
- (4) 講演会や研究会等の開催及び関係資料の刊行
- (5) 知的財産の管理
- (6) ジオシンセティックスを用いた工法に関するその他の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 本会の事業に関連する事業又は業務を行っている個人又は法人
- (2) 特別会員 本会の趣旨・目的に賛同する学識経験者等の個人又は法人
- (3) 賛助会員 本会の趣旨・目的に賛同する個人又は法人
- (4) 施工会員 SECURE-G 工法等を施工する法人
- (5) 一時会員 SECURE-G 工法等を施工する法人で1工事限りの会員

(社員)

第6条 当法人の社員は、第5条の(1)から(4)の会員の中から3名以上の会員の推薦を受け、社員総会の決議によって選出し、これを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、別に定める手続により承認を得るものとする。

(会員及び社員の退会)

第8条 会員及び社員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員及び社員の資格喪失)

第9条 会員及び社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費の納入が1年以上なされなかったとき。
- (3) 当該会員及び社員が死亡し、又は解散したとき。





第 14 条 中 / 字 削 除



第 3 章 社 員 総 会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第 4 章 役 員 等

(役員)

第11条 当法人には役員として理事を置く。

第 5 章 会 計

(事業年度)

第12条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。